

## 経営革新計画の承認について

資料提供  
令和8年2月27日  
課名：経営革新課  
担当者：和田  
内線：3460  
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和8年2月に4件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,101件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

### ○令和8年2月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金(千円)	従業員(人)	業種	経営革新計画のテーマ
有限会社川添商店 広島市西区東観音町	平成7年	3,500	5	家具・装備品製造業	オープン工房（ショールーム）を核としたBtoC向け高付加価値ソファ等の受注生産事業
株式会社甲斐農園 東広島市安芸津町	令和4年	2,000	1	農業	規格外じゃがいものスチーム加熱・真空冷凍食品の開発と販路拡大
株式会社広島元気いっぱいプロジェクト 広島市安佐南区大塚西	平成25年	2,100	0	その他の教育、学習支援業	BtoBの事業者向け健康運動指導事業をBtoC事業への展開

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。